

2026 年度 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト 正誤表・追補

Ver. 4（令和 8 年 9 月 4 日現在）

◆正誤表

科 目	頁数（行数）	訂正前（誤）	訂正後（正）
第 1 章 廃棄物処理法概論	21（19 行目）	・・・収集運搬業が 251, 229 <u>万</u> 件、・・・	・・・収集運搬業が 251, 229 件、・・・
第 2 章 廃棄物の処理と管理	71（8 行目） 表 1.8	鉛又はその化合物（ <u>Pd</u> ）	鉛又はその化合物（ <u>Pb</u> ）

◆追補

1. 産業廃棄物処理委託契約書の手引きの改訂

令和 7 年 4 月 22 日に廃棄物処理法施行規則が改正され、契約書において伝達すべき情報として「廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項」が追加された（令和 8 年 1 月 1 日施行）。この改正に伴い、資料編資料 33 産業廃棄物処理委託契約書（P365～391）に掲載している標準様式が改訂された。様式の購入方法や改訂履歴等の最新情報は以下のページを参照されたい。

公益社団法人全国産業資源循環連合会（令和 8 年 1 月）『産業廃棄物処理委託契約書の手引（第 7 版）』
<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/agreement/>

2. 感染性産業廃棄物を排出する医療関係機関等の追加

令和 8 年 4 月 1 日に医療法等の一部を改正する法律の一部が施行され、改正後の医療法において、オンライン診療を受けるために提供される場所として「オンライン診療受診施設」が定義された。この改正を踏まえ、オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物も、特別管理廃棄物として取り扱うこととなった。

また、この改正を踏まえ、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が令和 8 年 4 月に改定された。

- 第 2 章「廃棄物の処理と管理」 テキスト P61、図 1.4 の施設を修正（追加）
 - ・病院
 - ・診療所（保健所、血液センター等を含む）
 - ・オンライン診療受診施設
 - ・衛生検査所
- 資料編 資料 5 特別管理産業廃棄物一覧表 テキスト P 175、11～12 行目を修正（追加）
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・オンライン診療受診施設
 - ・衛生検査所

※ 参考ページ

環境省 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

3. PCB 特別措置法等の改正

令和 8 年 6 月 19 日付けでポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO 法）の一部を改正する法律が公布され、一部を除き令和 9 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

● 改正の概要

(1) 低濃度 PCB 使用製品の届出義務等

低濃度 PCB 使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

(2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度 PCB 廃棄物と判明した者に対しても、一定の期間内に処分を義務付けることとする。

(3) PCB 廃棄物処理計画の廃止

都道府県等における PCB 廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとする。

(4) JESCO の事業の見直し

JESCO の事業の範囲を見直すこととする。

JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理が終了していることから、今後、万が一高濃度 PCB 廃棄物の存在が判明した事業者は、PCB 廃棄物の保管状況、保管の場所等を都道府県知事等に届け出ること。また、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管すること。

● テキスト関連ページ（第 2 章「廃棄物の処理と管理」）

- ・ P 64～66 1 特別管理産業廃棄物の種類と性状 (4) 特定有害産業廃棄物 ③PCB 特別措置法による定義
- ・ P 91～94 2 保管基準・処理基準 2-6 個別の処理 (2) PCB 廃棄物

※ 参考ページ

環境省

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について（2026 年 04 月 10 日報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_04131.html

- ・ ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/>

- ・ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>

経済産業省

- ・ PCB 機器の処理促進

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index.html

4. 無害化処理認定制度に係る告示の改正

令和 8 年 8 月 20 日付けで「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示」が公布され、同日から施行されることとなった。

● 改正の概要

(1) 対象物の告示

- ・ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として新たに、PCB 原液、PCB を含む油若しくは PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が一般廃棄物となったもの又はこれらの物を処分するために処理したものが追加された。（対象物の告示第 1 項の改正）
- ・ 無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物のうち、廃 PCB 等及び PCB 汚染物については以下のもの（赤字下線部分）が対象に追加された。（対象物の告示第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正）

■廃 PCB 等

- 微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの
- PCB の濃度が廃 PCB 等 1 kg につき 5,000mg 以下のもの

上記のものを除く PCB の濃度が廃 PCB 等 1 kg につき 5,000mg 超の高濃度廃 PCB 等（基準の告示で定める方法で焼却を行う場合に限る）を追加

■PCB 汚染物

- 微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだ PCB の量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 1 kg につき 100,000mg 以下のもの
- 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されている PCB の量が廃プラスチック類 1 kg につき 100,000mg 以下のもの及び金属くず等のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されている PCB の量が金属くず等に付着し、又は封入されている物 1 kg につき 5,000mg 以下のもの

上記のものを除く PCB の濃度が PCB 汚染物 1 kg につき 5,000mg 超又は 100,000mg 超の高濃度 PCB 汚染物（基準の告示で定める方法で分別・除去を行う場合に限る）を追加

(2) 基準の告示

- ・高濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の内容の基準は、廃棄物の種類に応じ、それぞれ以下の表の通り定める数値を超えないよう PCB を分別・除去した上で、焼却すること。（基準の告示第 2 条第 2 項の改正）

廃 PCB 及び PCB を含む廃油	当該廃棄物に含まれている PCB の重量の割合が 0.5%
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1 kg につき 100,000mg
廃プラスチック類のうち、PCB が付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類 1 kg につき 100,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1 kg につき 5,000mg

- ・高濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準は、上記第 2 条第 2 項に規定する基準に適合していることを確認するための試験を 6 カ月に 1 回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。（基準の告示第 3 条の改正）
- ・保管施設を有する場合には、高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物とを同時に保管を行う場合には、低濃度 PCB 廃棄物に高濃度 PCB 廃棄物が混入するおそれがないように措置を講じること。（基準の告示第 4 条の改正）
- ・高濃度 PCB 廃棄物の処理を行う場合には、実証試験において焼却施設に投入する廃棄物が第 2 条第 2 項に規定する基準に適合したことを示す書類を添付することとする。（基準の告示第 8 条の改正）
- ・高濃度 PCB 廃棄物の処理を行う場合には、第 3 条の規定による試験に関する事項として、試料を採取した位置、年月日、試験の結果及び結果の得られた年月日を記録すること。（基準の告示第 10 条の改正）

● テキスト関連ページ

第 1 章廃棄物処理法概論 11 許可業者以外への委託 11-3 無害化処理認定制度

テキスト P 31、22～23 行目を修正

現在、この制度の対象となる産業廃棄物は「石綿を含む廃棄物」と「~~低濃度~~PCB 廃棄物」の 2 つである。

※ 参考ページ
環境省

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示」の公布について(2026年08月20日報道発表)

https://www.env.go.jp/press/press_05414.html